

岐阜県公報

第二千三百八十五号
平成二十四年十月五日

(金曜日)

目次

告示

指定介護機関の再開の届出
道路の供用開始

(地域福祉国保課) 六五九
(道路維持課) 六六〇

教育委員会告示

岐阜県重要文化財の指定解除

(社会教育文化課) 六六〇

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

数
設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 六六一

政治団体の異動事項の公表

(同) 六六二

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(同) 六六三

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六六三

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

(同) 六六五

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(同) 六六六

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六六六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 六六六

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

(農地整備課) 六六七

概要等

(都市政策課) 六六七

国土調査の指定

(同) 六六七

平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画の変更

(同) 六六七

告示

岐阜県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を再開した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

再開年月日

有限会社ウェルビーイング

四 岐阜市泉大坪町三

訪問介護

ヘルパーステーション彩風

六 岐阜市泉大坪町三

平成二四・七・一

有限会社ウェルビーイング

四 岐阜市泉大坪町三

介護予防訪問介護

ヘルパーステーション彩風

六 岐阜市泉大坪町三

同

有限会社ウェルビーイング

四 岐阜市泉大坪町三

居宅介護支援事業

彩風ケアプランセンター

六 岐阜市泉大坪町三

同

岐阜県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	高野奈根川線	高山市高根町阿多野郷字丸山七一番四四地先から同市同七一番三七地先まで	一四・七	平成二四・一〇・五	平成三・五・二五

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	高野奈根川線	高山市高根町野麦字北前平七六六番四四地先から同市同一二番三七地先まで	一〇一・三	平成二四・一〇・五	平成二四・四・六

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第四条第一項の規定に

より、岐阜県重要文化財の指定の解除を次のように行うので、同条第二項において準用する同条例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月五日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋

晴

指定を解除する岐阜県重要文化財

指定番号	岐重六一一六	種目	工芸品	名称	刀銘来国真	員数	一口	所在地	大垣市木戸町一一九五	所有者	土屋紀美	住所	大垣市木戸町一一九五	理由	県内に所在しなくなつたため。
------	--------	----	-----	----	-------	----	----	-----	------------	-----	------	----	------------	----	----------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十四年十月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松

利 幸

- 平成24年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,683,741人
総数の50分の1の数 33,675人
- 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

347,291人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	334,986	111,662
大垣市	145,373	48,458
高山市	76,409	25,470
多治見市	93,335	31,112
関市	73,960	24,654
中津川市	67,201	22,401
美濃市	18,810	6,270
瑞浪市	32,033	10,678
羽島市	54,360	18,120
恵那市	44,432	14,811
美濃加茂市	40,285	13,429
土岐市	49,805	16,602
知多市	118,070	39,357
可児市	93,291	31,097
山県市	24,090	8,030
瑞穂市	39,442	13,148

飛騨市	22,341	7,447
本巣市	42,345	14,115
郡上市	37,574	12,525
下呂市	29,930	9,977
海津市	31,093	10,365
羽島郡	36,577	12,193
養老郡	26,045	8,682
不破郡	29,270	9,757
安八郡	19,784	6,595

揖斐郡	58,418	19,473
加茂郡	44,482	14,828

岐阜県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成二十四年十月五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
国民の生活が第一岐阜県総支部連合会	笠原 多見子	矢島 佳介	岐阜市長良校文町17		衆議院議員

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
さかざわ博光後援会	後藤 勇	坂澤 博光	各務原市那加昭南町97 1
刷新羽島の会	山田 良二	毛利 廣次	羽島市江吉良町1382

中嶋元則を育てる会 (中嶋元則後援会) 西 戸 隆 己 渡 会 忠 征 恵那市武並町竹折1130 3

岐阜県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり並記する。

本役 二十四年十月十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党加茂郡支部	代 表 者 加 藤 大 博 主たる事務所の所在地	加 藤 大 博 加茂郡白川町黒川99 6 1	板 津 德 次 加茂郡富加町羽生14 63 2
自由民主党岐南町支部	会 計 責 任 者 伊 藤 勝 利	伊 藤 勝 利	岩 田 晴 義
自由民主党岐阜県連合支部	会 計 責 任 者 山 田 雅 彦	山 田 雅 彦	広 瀬 晴 康
自由民主党富加町支部	代 表 者 井 戸 亨 会 計 責 任 者 井 戸 亨	佐 曾 利 敏 井 戸 亨	板 津 德 次 井 戸 祐 司
自由民主党山岡町支部	主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地	加茂郡富加町夕田42 6 恵那市山岡町下手向 495 3	加茂郡富加町羽生14 63 2 恵那市山岡町原1105 1

政治団体の収支報告書 (平成十八年分) 3 その他の政治団体内

高 山 市 医 師 連 盟	H19. 4. 2	1,105,000	68,000	1,037,000	100,000	1,005,000	142,000	74	0	0	895,000	895,000	0	895,000	0	0	0
---------------	-----------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	---------	----	---	---	---------	---------	---	---------	---	---	---

岐阜県医師連盟 揖斐支部	会 計 責 任 者 多 代 友 紀	林 勝 弘	今 村 健
岐阜県選挙管理委員会 連盟	会 計 責 任 者 山 田 雅 彦	山 田 雅 彦	高 木 憲 司
減税日本ギョウ	主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地	岐阜市数田南5 5	岐阜市水瀬道2 10
幸福実現党美濃 後援会	会 計 責 任 者 紺 野 英 二	関市神明町3 31 6	坂 澤 博 光
高山市医師連盟	代 表 者 齋 藤 章	片 岡 吉 貴	山 下 明
	会 計 責 任 者 主たる事務所の所在地	高山市名田町4 48	垣 内 晃

岐阜県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり並記する。

本役 二十四年十月十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

改める。

政治団体の収支報告書(平成十九年分) 3 その他の政治団体中

高山市医師連盟	H19. 4. 2	1,105,220	68,000	1,037,220	100,000	1,005,220	142,000	74	0	0	895,000	895,000	0	895,000	0	0	0	220
---------	-----------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	---------	----	---	---	---------	---------	---	---------	---	---	---	-----

高山市医師連盟	H20. 4. 1	1,782,000	1,005,000	777,000	620,000	1,162,000	133,000	66	0	0	644,000	644,000	0	644,000	0	0	0	0
---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	---------	----	---	---	---------	---------	---	---------	---	---	---	---

高山市医師連盟	H20. 4. 1	1,783,086	1,005,220	777,866	928,000	855,086	133,000	66	0	0	644,000	644,000	0	644,000	0	0	0	886
---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	----	---	---	---------	---------	---	---------	---	---	---	-----

高山市医師連盟	0	0	0	0	0	0	50,000	0	0	0	0	0	0	570,000	0	620,000	0	0
---------	---	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---------	---	---------	---	---

高山市医師連盟	0	0	0	0	0	308,000	50,000	0	0	0	0	0	0	570,000	0	928,000	0	0
---------	---	---	---	---	---	---------	--------	---	---	---	---	---	---	---------	---	---------	---	---

改める。

政治団体の収支報告書(平成二十年分) 3 その他の政治団体中

高山市医師連盟	H21. 4.13	1,286,000	1,162,000	124,000	100,000	1,186,000	124,000	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	---------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

高山市医師連盟	H21. 4.13	980,157	855,086	125,071	286,100	694,057	124,000	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,071
---------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

高山市医師連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000	0
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---------	---

高山市医師連盟	0	0	0	0	0	184,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102,100	286,100	0
---------	---	---	---	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---------	---

平成二十四年十月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
医療法人社団友愛会 若杉病院第一	岐阜市長良福光161番地1

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十四年十月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
医療法人社団友愛会 若杉病院・若杉クリニック	岐阜市八代1丁目7番1号

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生涯里山学習園
- 三 代表者の氏名 杉浦 康助
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市粟野西五丁目二〇四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して環境・福祉・安全・生涯学習に関する事業を行い、健康で明るい社会を目指し、安全で安心して文化的に暮らせる、地域社会の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かえで
- 三 代表者の氏名 馬島 慶子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二番一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者・高齢者とその家族に対して、介護及び自立支援に関する事業を行い、地域福祉の増進と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十月五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター21岐南店 本館

羽島郡岐南町八剣八丁目八六 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下呂南部地区	下呂庁舎前掲示場	平成二四・一一〇・一五

国土調査の指定

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、平成二十四年十月五日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示す

る。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
富加町	加茂郡富加町大字羽生の一部	平成二四・一〇・一五から 平成二五・一三・二九まで

平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十四年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
岐阜市	岐阜市村雨町及び長者町の全部並びに都通、桜通、住ノ江町、砂町及び神田町の一部	平成二四・一三・一五から 平成二五・一三・一五まで
岐阜市	岐阜市加納西広江町及び橋本町の一部	平成二四・一〇・一五から 平成二五・一三・一五まで
岐阜市	岐阜市加納清水町及び橋本町の一部	平成二四・一〇・一五から 平成二五・一三・一五まで

